

E&Hサポート基金 募集要項

(桜川市農業支援助成・宿泊費及び環境整備費補助)

2025年8月吉日
公益財団法人公益推進協会

目的

E&Hサポート基金は茨城県桜川市を応援する篤志家からの寄付により設立されました。深刻化する農家の後継者不足と高齢化、耕作放棄地の増加に対処するため、新規就農者の育成・定着を支援するとともに、新規就農を志向する者を受け入れる農家の負担軽減を図り、桜川市の地域農業の活性化を目的とします。

助成額

宿泊費及び環境整備費合わせて年間総額500万円程度

1. 宿泊費：1件あたり50万円以内 *助成件数上限なし
2. 環境整備費：同一申請者あたり年間80万円以内

募集期間

(WEB応募) 2025年8月1日～随時 ※募集終了時にHPにてお知らせします。

助成対象

1. 新規就農を志向する者の宿泊費

(1) 助成対象者

→将来桜川市で就農する予定(希望)がある者の短期研修期間^{※1}の宿泊代を負担する受け入れ農家^{※2}

※1 申請日から1年以内に参加初日を迎える短期研修(2日～1年間)又は申請日以降に参加最終日を迎える短期研修(申請日時点で既に研修中のものに限る)で、実習を含むもの(座学・見学のみ、レジャー的な農業体験は不可)

※2 認定農業者制度で認定された茨城県内の認定農業者

(2) 対象経費

→ホテルや宿泊施設の宿泊代

*食事は対象外ですが、宿泊プランに含まれている場合は可とします。

*宿泊対象者の人数に制限はありません。(同じ研修者の宿泊費を別日程で再応募可能)

2. 新規就農を志向する者の受け入れに伴う環境整備費(農機具の購入・施設改修)

(1) 助成対象者

→茨城県桜川市における新規就農を志向する者(研修者)^{※1}の受け入れ農家^{※2}

※1 申請日から1年以内に参加初日を迎える研修(期間は問わない)又は申請日以降に参加最終日を迎える研修(申請日時点で既に研修中のものに限る)で、実習を含むもの(座学・見学のみ、レジャー的な農業体験は不可)

※2 認定農業者制度で認定された茨城県桜川市内の認定農業者

(2) 対象経費

新規就農を志向する者(研修者)を受け入れる農家の農機具の購入費・改修費

※宿泊費及び環境整備費は申請日以降の支出が対象となりますが、申請して必ず助成金が交付されるものではありません(選考の結果不採用になる場合もあります)。その点をご留意いただいたうえで、研修及び支出計画をするようにしてください。

応募方法

応募フォーム（ <https://form.run/@oubo-EandHsupport> ）に下記書類を添付し、ご応募ください。

- ① 応募用紙 ※当財団ホームページ（ <https://kosuikyo.com/> ）よりダウンロードしてください。
- ② 対象経費の見積書または積算根拠等
 1. 宿泊費の場合：ホテル等の料金がわかるもの
 2. 環境整備費の場合：農機具の購入・改修の見積書
- ③ 認定農業者制度における認定証の写し

□選考及び結果通知

（1）選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

（2）結果通知

毎月20日までの応募を区切りとし翌月下旬までに申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

（例1）2025年8月19日に応募した場合は2025年9月下旬までに結果を通知

（例2）2025年8月21日に応募した場合は2025年10月下旬までに結果を通知

ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付・義務

- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成金は原則精算払いです。下記報告書受理後1か月以内に、助成金を指定口座に振り込みます。
- ・宿泊費の申請者の場合は研修終了後1か月以内に報告書（指定様式）と領収書の写しを提出してください。受け入れ農家及び研修者双方からの報告（署名）が必要ですので、研修終了時に記載してください。
領収書は当助成金の申請者である受け入れ農家宛としてください。
- ・環境整備費の申請者の場合は研修開始後1か月以内に報告書（指定様式）と領収書の写しを提出してください。
受け入れ農家及び研修者双方からの報告（署名）が必要ですので、研修開始時に記載してください。
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・応募内容を変更するとき
- ・応募事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- （1）助成対象事業が完了しなかったとき
- （2）助成金を他の用途に利用したとき
- （3）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- （4）公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- （5）決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- （6）応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 E&H サポート基金担当

電話：03-5425-4201 メール info@kosuikyo.com (件名は【問合せ】E&H サポート基金としてください)